

住宅市街地総合整備事業制度要綱

改正案	現行・参考
<p style="text-align: center;">住宅市街地総合整備事業制度要綱 平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 350 号 国土交通省事務次官通知 最終改正 令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日 国住市第 <u>104</u> 号</p> <p>第 1 (略) 第 2 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 住宅市街地総合整備事業 この要綱に定める住宅市街地整備計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに附帯する事業、第 7 号に定める都心共同住宅供給事業並びに第 9 号に定める都市再生住宅等の整備に関する事業をいう。</p> <p>二、三 (略)</p> <p>四 空き家対策総合支援事業 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に沿って実施される空き家対策であって、この要綱に定める空き家対策総合実施計画に従って行われる事業、及び次号に掲げる空き家対策モデル事業をいう。 <u>(削除)</u></p> <p>五 (略)</p> <p><u>六 住宅団地再生推進モデル事業</u> <u>この要綱に定める住宅市街地整備計画に従って行われる住宅団地の再生に係るモデル的な取組を行う事業をいう。</u></p> <p><u>七</u> 都心共同住宅供給事業 <u>八</u> 防災街区整備事業 <u>九</u> 都市再生住宅等 <u>十</u> 施行者 =応募主体</p>	<p style="text-align: center;">住宅市街地総合整備事業制度要綱 平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 350 号 国土交通省事務次官通知 最終改正 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日 国住市第 <u>83</u> 号</p> <p>第 1 (略) 第 2 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 住宅市街地総合整備事業 この要綱に定める住宅市街地整備計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに附帯する事業、第 5 号に定める都心共同住宅供給事業並びに第 7 号に定める都市再生住宅等の整備に関する事業をいう。</p> <p>二、三 (略)</p> <p>四 空き家対策総合支援事業 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）に沿って実施される空き家対策であって、この要綱に定める空き家対策総合実施計画に従って行われる事業、及び次号に掲げる空き家対策モデル事業をいう。 <u>をいう。</u></p> <p>五 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>六</u> 都心共同住宅供給事業 <u>七</u> 防災街区整備事業 <u>八</u> 都市再生住宅等 <u>九</u> 施行者</p>

住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業及び防災街区整備事業を除く。）、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業又は住宅団地再生推進モデル事業を施行する地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社及び民間事業者等をいう。

十一 補助事業者 =間接補助を行う地公体

住宅市街地総合整備事業、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業を除く。）又は住宅団地再生推進モデル事業の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国から補助を受ける地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等をいう。

十二 整備地区

次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する土地の区域をいう。

イ 住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業、都市再生住宅等の整備に関する事業を除く。）又は住宅団地再生推進モデル事業を施行するため、この要綱に基づき都道府県知事、市町村（特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。）を含む。以下同じ。）の長（以下「市町村長」という。）、都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長が住宅市街地整備計画に定める土地の区域

ロ 地域居住機能再生推進事業を施行するため、この要綱に基づき地域居住機能再生協議会が地域居住機能再生計画に定める土地の区域

ハ 密集市街地総合防災事業を施行するため、この要綱に基づき密集市街地総合防災協議会が密集市街地総合防災計画に定める土地の区域

十三 拠点的开发等

十四 中心市街地

十五 住宅戸数密度

十六 住宅等

十七 小規模敷地

十八 老朽建築物等

十九 老朽住宅等

住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業及び防災街区整備事業を除く。）、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業 又は空き家対策総合支援事業を施行する地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社及び民間事業者等をいう。

十 補助事業者

住宅市街地総合整備事業、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業 又は空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業を除く。）の実施に伴い必要となる費用について、施行者に対して補助を行う地方公共団体及び国から補助を受ける地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等をいう。

十一 整備地区

次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する土地の区域をいう。

イ 住宅市街地総合整備事業（都心共同住宅供給事業、都市再生住宅等の整備に関する事業を除く。）を施行するため、この要綱に基づき都道府県知事、市町村（特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。）を含む。以下同じ。）の長（以下「市町村長」という。）、都市再生機構理事長又は地方住宅供給公社理事長が住宅市街地整備計画に定める土地の区域

ロ 地域居住機能再生推進事業を施行するため、この要綱に基づき地域居住機能再生協議会が地域居住機能再生計画に定める土地の区域

ハ 密集市街地総合防災事業を施行するため、この要綱に基づき密集市街地総合防災協議会が密集市街地総合防災計画に定める土地の区域

十二 拠点的开发等

十三 中心市街地

十四 住宅戸数密度

十五 住宅等

十六 小規模敷地

十七 老朽建築物等

十八 老朽住宅等

二十 換算老朽住宅戸数

二十一 建替えを促進すべき建築物

第 18 号イに該当する住宅、木造集合住宅（木造共同建て、木造長屋建て又は木造重ね建ての住宅（住宅の用に供されている部分を有する建築物を含む。）をいう。）、工場その他その建替えが健全な住宅地区の形成に資する建築物をいう。ただし、次に掲げる要件に該当する場合、これらと一体的に建替えを行う建築物を含むことができる。

イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の法令の規定により老朽建築物等及び当該建築物の敷地のみでは建替えができないこと

ロ 建替えの区域内にある第 18 号イに該当しない建築物の建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の概ね $1/3$ 以下であること、又は、建替えの区域内にある第 18 号イに該当しない建築物の敷地面積の合計が、当該区域内の全敷地面積の概ね $1/3$ 以下であること

二十二 住宅・建築物耐震改修等事業

二十三 住宅困窮者

住宅市街地総合整備事業の施行等に関連し、住宅に困窮すると認められる者のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する者で住宅に困窮すると認められる者をいう。

イ～ニ （略）

ホ 密集住宅市街地整備型重点整備地区において行われる第 21 号に規定する建替えを促進すべき建築物の建替えにより住宅等を失う者

へ （略）

二十四 公共施設

二十五 関連公共施設

二十六 公益施設

二十七 21 世紀都市居住緊急促進事業

二十八 都市・居住環境整備重点地域

二十九 都市・居住環境整備基本計画

三十 緊急に改善すべき密集住宅市街地

十九 換算老朽住宅戸数

二十 建替えを促進すべき建築物

第 16 号イに該当する住宅、木造集合住宅（木造共同建て、木造長屋建て又は木造重ね建ての住宅（住宅の用に供されている部分を有する建築物を含む。）をいう。）、工場その他その建替えが健全な住宅地区の形成に資する建築物をいう。ただし、次に掲げる要件に該当する場合、これらと一体的に建替えを行う建築物を含むことができる。

イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の法令の規定により老朽建築物等及び当該建築物の敷地のみでは建替えができないこと

ロ 建替えの区域内にある第 16 号イに該当しない建築物の建築面積の合計が、当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の概ね $1/3$ 以下であること、又は、建替えの区域内にある第 14 号イに該当しない建築物の敷地面積の合計が、当該区域内の全敷地面積の概ね $1/3$ 以下であること

二十一 住宅・建築物耐震改修等事業

二十二 住宅困窮者

住宅市街地総合整備事業の施行等に関連し、住宅に困窮すると認められる者のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する者で住宅に困窮すると認められる者をいう。

イ～ニ （略）

ホ 密集住宅市街地整備型重点整備地区において行われる第 17 号に規定する建替えを促進すべき建築物の建替えにより住宅等を失う者

へ （略）

二十三 公共施設

二十四 関連公共施設

二十五 公益施設

二十六 21 世紀都市居住緊急促進事業

二十七 都市・居住環境整備重点地域

二十八 都市・居住環境整備基本計画

二十九 緊急に改善すべき密集住宅市街地

- 三十一 重点密集市街地
三十二 再生を図るべき計画開発住宅市街地
三十三 街なみ環境整備事業
三十四 公営住宅整備事業等
三十五 住宅地区改良事業等
三十六 公共施設用地転換地
三十七 収入分位 40%以下の世帯
三十八 公営住宅ライフサイクルコスト最適化事業
三十九 循環利用住宅整備
住宅の長期優良化に資するリフォーム工事で、次のイからニに掲げるすべての要件を満たすものをいう。
イ、ロ (略)
ハ リフォーム実施前に建築士によるインスペクションを実施するとともに、工事後にリフォーム履歴や維持保全計画を作成するものであること。

第3～第5 (略)

第10 事業計画の協議等

- 1 事業計画を定めた補助事業者は、当該事業計画の内容が、法令及び予算で定めるところに違反していないこと、住宅市街地整備計画の内容と適合していること、事業費内訳について工事の金額の算定に誤りがないこと（事業費内訳が定められている場合に限る。）等について、第9第6項に規定するとおり、国土交通大臣に協議しなければならない。

2～4 (略)

第11～第22 (略)

第23 地域居住機能再生推進事業

1～4 (略)

- 5 地域居住機能再生計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一～三 (略)

- 三十 重点密集市街地
三十一 再生を図るべき計画開発住宅市街地
三十二 街なみ環境整備事業
三十三 公営住宅整備事業等
三十四 住宅地区改良事業等
三十五 公共施設用地転換地
三十六 収入分位 40%以下の世帯
三十七 公営住宅ライフサイクルコスト最適化事業
三十八 循環利用住宅整備
住宅の長期優良化に資するリフォーム工事で、次のイからニに掲げるすべての要件を満たすものをいう。
イ、ロ (略)
ハ リフォーム実施前に建築士によるインスペクションを実施するとともに、工事後にリフォーム履歴や維持保全計画を作成するものであること。

第3～第9 (略)

第10 事業計画の協議等

- 1 事業計画を定めた補助事業者は、当該事業計画の内容が、法令及び予算で定めるところに違反していないこと、住宅市街地整備計画の内容と適合していること、事業費内訳について工事の金額の算定に誤りがないこと（事業費内訳が定められている場合に限る。）等について、第9第6項に規定するとおり、国土国通大臣に協議しなければならない。

2～4 (略)

第11～第24 (略)

第23 地域居住機能再生推進事業

1～4 (略)

- 5 地域居住機能再生計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一～三 (略)

四 公営住宅等整備事業を実施する場合にあっては、次のイからハまでの取組みの全てについて実施の検討が行われるとともに、いずれか1つ以上の取組が実施されること。ただし、災害対応、災害予防対応、公共事業の実施に伴う移転等への対応若しくは特区制度や地方創生への対応の場合又は次のイからハまでの取組の実施が財政負担の削減につながらない場合については、この限りでない。

6、7 (略)

8 地域居住機能再生推進事業の実施

一 地方公共団体は、第5項第4号に規定するイからハまでの取組に関する検討を実施することができる。

二、三 (略)

9 (略)

第24 密集市街地総合防災事業

1～4 (略)

5 密集市街地総合防災計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一 (略)

二 次の各号のいずれかの取組が行われること。

イ～ハ (略)

6～9 (略)

第25 空き家対策総合支援事業

1、2 (略)

3 空き家対策総合実施計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。ただし、第7項第二号ヲに規定する実態把握を除く。

一～三 (略)

四 実施地区内において空き家対策に取組み民間事業者等を構成員とする協議会等の意見を踏まえるなど協議会等と連携して策定すること。

五 (略)

六 次の各号の全ての取組が行われること。

四 公営住宅等整備事業を実施する場合にあっては、次のイからハまでの取組みの全てについて実施の検討が行われるとともに、いずれか1つ以上の取組みが実施されること。ただし、災害対応、災害予防対応、公共事業の実施に伴う移転等への対応若しくは特区制度や地方創生への対応の場合又は次のイからハまでの取組みの実施が財政負担の削減につながらない場合については、この限りでない。

6、7 (略)

8 地域居住機能再生推進事業の実施

一 地方公共団体は、第5項第4号に規定するイからハまでの取組みに関する検討を実施することができる。

二、三 (略)

9 (略)

第24 密集市街地総合防災事業

1～4 (略)

5 密集市街地総合防災計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。

一 (略)

二 次の各号のいずれかの取組みが行われること。

イ～ハ (略)

6～9 (略)

第25 空き家対策総合支援事業

1、2 (略)

3 空き家対策総合実施計画は、次の各号に掲げるところに従って定めなければならない。ただし、第7項第二号ヲに規定する実態把握を除く。

一～三 (略)

四 実施地区内において空き家対策に取組み民間事業者等を構成員とする協議会等の意見を踏まえるなど協議会等と連携して策定すること。

五 (略)

六 次の各号の全ての取組みが行われること。

イ、ロ (略)

4～7 (略)

8 空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業に限る。）の実施

一 施行者は、空き家対策モデル事業として、次に掲げる事業を実施することができる。

イ 次のいずれかに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い調査検討・評価、普及・広報等（ただし、将来的に空き家の改修工事若しくは除却工事を行う前提の取組又は地方公共団体が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組に限る。）

a 空き家に関する相談対応の充実又は空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等

b 空き家等に関連するスタートアップその他の新たなビジネスモデルの構築等

c ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空家等の活用

ロ 創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の改修工事及び除却工事（除却後の土地の整備を含む。）

ハ イ及びロに掲げる事業の実施に関する事業として、次に掲げるもの

a イ及びロに掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業

b イ及びロに掲げる事業の評価を行う事業

c モデル性の高い空き家対策に関する調査、普及・広報を行う事業

第26 住宅団地再生推進モデル事業

1 施行者又は補助事業者は、住宅団地再生推進モデル事業を実施することができる。

2 住宅団地再生推進モデル事業（第5項第一号に掲げる事業に限る。）は、次の各号に適合するものではなくてはならない。

一 住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業であること。

二 次のいずれかの要件に該当する住宅団地再生に関するモデル的

イ、ロ (略)

4～7 (略)

8 空き家対策総合支援事業（空き家対策モデル事業に限る。）の実施

一 施行者は空き家対策総合支援事業において次のイからハに掲げる事業について、空き家対策モデル事業として実施することができる（ただし、将来的に空き家の改修工事若しくは除却工事を行う前提の取組又は地方公共団体が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組に限る）。

イ 次のaからcのいずれかに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い調査検討・評価、普及・広報等

a 空き家に関する相談対応の充実又は空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等

b 空き家等に関連するスタートアップその他の新たなビジネスモデルの構築等

c ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空家等の活用

ロ 創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の改修工事及び除却工事（除却後の土地の整備を含む。）

ハ イ及びロに掲げる事業の実施に関する事業として、次のaからcに掲げるもの

a イ及びロに掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業

b イ及びロに掲げる事業の評価を行う事業

c モデル性の高い空き家対策に関する調査、普及・広報を行う事業

(新規)

な取組であること。

イ 資金面の観点から、継続性を考慮した取組であること。

ロ 人材面の観点から、継続性を考慮した取組であること。

三 施行者のうち都市再生機構、地方住宅供給公社及び民間事業者等は、以下のいずれかであること。

イ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 19 条第 1 項に規定される地域再生推進法人等であること又は地域再生推進法人等になることを予定している者（以下「推進法人等」という。）であること。

ロ 推進法人等と連携し、住宅団地再生に取り組んでいる者であること。

四 施行者のうち都市再生機構、地方住宅供給公社及び民間事業者等は、地方公共団体と連携し住宅団地再生に取り組むこと。

五 令和 12 年 3 月 31 日までに着手された事業であること。ただし、住宅団地再生推進モデル事業の事業期間が複数年度にわたる場合、事業期間は補助金の交付が開始される年度から 3 箇年度以内とする。

六 施行者は、事業の実施により得られた成果、知見等を国又は補助事業者に報告するとともに、国又は補助事業者による成果、知見等の収集、評価、検証、普及啓発等に際して、資料の提供、見学会の実施等の協力を行うこと。

3 住宅団地再生推進モデル事業（第 5 項第一号に掲げる事業に限る。）の事業計画

一 住宅団地再生推進モデル事業による補助を受けて整備地区の整備を行うため、施行者又は補助事業者は、住宅市街地整備計画に適合した事業計画を定めるものとする。ただし、施行者又は補助事業者が複数にわたる場合には、当該施行者又は当該補助事業者は、共同して事業計画を定めるものとし、これを変更しようとする場合においても、同様とする。

二 住宅団地再生推進モデル事業の事業計画は、第 9 第 4 項に規定する事項を定めるものとし、第 9 第 5 項に規定する事業費内訳を定めることができる。ただし、施行者が事業計画を定める場合にあっては、第 9 第 4 項第四号における「補助事業者」を「施行

<参考：第 9 事業計画>（応募者（施行者）が事業計画を定める場合を想定）

1 住宅市街地総合整備事業による補助を受けて整備地区の整備を行うため、国から補助を受ける補助事業者は、住宅市街地整備計画に適合した事業計画を定めるものとする。ただし、補助事業者が複数にわたる場合には、当該補助事業者は、共同して事業計画を定めるものとし、これを変更しようとする場合においても、同様とする。

4～5 （略）

者」に読み替えるものとする。

三 施行者は、住宅団地再生推進モデル事業の事業計画を定めたときは、住宅市街地整備計画を策定した補助事業者に提出するものとする。当該補助事業者は、当該事業計画を国土交通大臣に協議し、提出するものとする。なお、当該補助事業者が、住宅市街地整備計画を策定した者と異なる場合及び住宅市街地整備計画を策定した者に含まれない場合には、補助事業者は、事業計画に住宅市街地整備計画を添付することとする。

四 施行者から事業計画の提出のあった補助事業者が、住宅市街地整備計画を策定した者と異なる場合及び住宅市街地整備計画を策定した者に含まれない場合には、当該補助事業者は、前項の規定に基づく国土交通大臣への協議を行う前に、あらかじめ、住宅市街地整備計画を策定した者の同意を得るものとする。

五 前2号の規定は、施行者が、住宅団地再生推進モデル事業の事業計画を変更した場合に準用する。ただし、複数の施行者が共同して定めた事業計画を変更した際には、当該変更に係る施行者が、単独で、住宅市街地整備計画を策定した補助事業者に事業計画を提出することができる。

六 第9第6項から第8項の規定は、補助事業者が住宅団地再生推進モデル事業の事業計画を定めた場合又は変更した場合に準用する。

七 施行者は、第三号又は第五号の規定により同意を受けた事業計画に即して住宅団地再生推進モデル事業の整備地区に係る整備を行うものとする。

4 住宅団地再生推進モデル事業（第5項第一号に掲げる事業に限る。）の事業計画の協議等

一 補助事業者は、施行者から提出された事業計画について、当該事業計画の内容が、法令及び予算で定めるところに違反していないこと、事業費内訳について工事の金額の算定に誤りがないこと（事業費内訳が定められている場合に限る。）等について、第3項第三号に規定するとおり、国土交通大臣に協議しなければならない。

二 事業計画を定めた補助事業者は、当該事業計画の内容が、法令

6 補助事業者は、事業計画を定めたときは、国土交通大臣に協議し、提出するものとする。なお、事業計画を定めた補助事業者が、住宅市街地整備計画を策定した者と異なる場合及び住宅市街地整備計画を策定した者に含まれない場合には、補助事業者は、事業計画に住宅市街地整備計画を添付することとする。

7 事業計画を定めた補助事業者が、住宅市街地整備計画を策定した者と異なる場合及び住宅市街地整備計画を策定した者に含まれない場合には、当該補助事業者は、前項の規定に基づく国土交通大臣への協議を行う前に、あらかじめ、住宅市街地整備計画を策定した者の同意を得るものとする。

8 前2項の規定は、補助事業者が、事業計画を変更した場合に準用する。ただし、複数の補助事業者が共同して定めた事業計画を変更した際には、当該変更に係る補助事業者が、単独で国土交通大臣に協議し、事業計画を提出することができる。

<参考：第10 事業計画の協議等>

1 事業計画を定めた補助事業者は、当該事業計画の内容が、法令及び予算で定めるところに違反していないこと、住宅市街地整備計画の内容と適合していること、事業費内訳について工事の金額の算定に誤りがないこと（事業費内訳が定められている場合に限る。）等について、第9第6項に規定するとおり、国土交通大臣に協議しなければならない。

及び予算で定めるところに違反していないこと、事業費内訳について工事の金額の算定に誤りがないこと（事業費内訳が定められている場合に限る。）等について、第3項第六号に規定するとおり、国土交通大臣に協議しなければならない。

三 事業計画に事業費内訳が定められていない場合の事業について、国土交通大臣が、工事の金額の算定に誤りがないことを確認し、国庫補助の交付の決定（変更の交付の決定を含む。）を行った場合には、当該交付の決定に係る事業費の内訳が、当該事業計画の事業費内訳として定められ、国土交通大臣と協議を行ったものとみなす。

四 住宅市街地整備計画を策定した者以外の補助事業者が、事業計画について国土交通大臣に提出（変更の提出を含む。）を行った場合には、当該協議内容について、住宅市街地整備計画を策定した者に報告するものとする。ただし、住宅市街地整備計画を策定した者と共同で事業計画の協議・提出した場合はこの限りではない。

5 住宅団地再生推進モデル事業の実施

一 施行者又は補助事業者は、住宅団地再生推進モデル事業として、第2第一号に規定する住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。）を実施できる。

二 施行者は、前号に掲げる事業の実施に関する事業として、次に掲げるものを実施できる。

a 住宅団地再生推進モデル事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業

b 住宅団地再生推進モデル事業の評価を行う事業

c 住宅団地の再生に関する調査、普及・広報を行う事業

6 住宅団地再生推進モデル事業に対する国の補助

一 地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間事業者等に対する国の補助

イ 国は、予算の範囲内において、地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社に対し、住宅市街地整備計画の作成に要する費用の一部を補助することができる。

ロ 国は、予算の範囲内において、地方公共団体、都市再生機

2 事業計画に事業費内訳が定められていない場合の事業について、国土交通大臣が、工事の金額の算定に誤りがないことを確認し、国庫補助の交付の決定（変更の交付の決定を含む。）を行った場合には、当該交付の決定に係る事業費の内訳が、当該事業計画の事業費内訳として定められ、国土交通大臣と協議を行ったものとみなす。

3 住宅市街地整備計画を策定した者以外の補助事業者が、事業計画について国土交通大臣に提出（変更の提出を含む。）を行った場合には、当該協議内容について、住宅市街地整備計画を策定した者に報告するものとする。ただし、住宅市街地整備計画を策定した者と共同で事業計画の協議・提出した場合はこの限りではない。

（4 防災街区整備事業のため不用）

構、地方住宅供給公社又は民間事業者等に対し、事業計画の作成に要する費用を補助することができる。

ハ 国は、予算の範囲内において、推進事業に要する費用について、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間事業者等に対し当該費用を補助することができる。

ニ 国は、予算の範囲内において、民間事業者等が行う第5項第2号に掲げる事業の実施に要する経費について、当該民間事業者等に対し補助することができる。

二 重点整備地区に係る地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、予算の範囲内において、重点整備地区に係る地方公共団体の補助に対し、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。(ただし、第19の規定により住宅団地ストック活用型重点整備地区において補助できるものに限る。)

三 重点整備地区に係る地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社に対する国の補助

国は、予算の範囲内において、重点整備地区に係る地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社が要する費用に対し、当該費用の一部を補助することができる。(ただし、第21の規定により住宅団地ストック活用型重点整備地区において補助できるものに限る。)

第27 監督等

国土交通大臣は、都道府県、指定都市、都市再生機構又は地方住宅供給公社に対し、都道府県知事は、市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社又は民間事業者等に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、住宅市街地総合整備事業及び住宅団地再生推進モデル事業の施行の促進を図り、又は都市再生住宅等の管理及び処分の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第28 運営

(略)

第26 監督等

国土交通大臣は、都道府県、指定都市、都市再生機構又は地方住宅供給公社に対し、都道府県知事は、市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社又は民間事業者等に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、住宅市街地総合整備事業の施行の促進を図り、又は都市再生住宅等の管理及び処分の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第27 運営

(略)

<p>附則～附則（略）</p> <p><u>附則</u> <u>第1 施行期日</u> <u>この要綱は令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>第2 経過措置</u> <u>この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>別表第1、別表第2（略）</p>	<p>附則～附則（略）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>別表第1、別表第2（略）</p>
---	--